

○津山工業高等専門学校地域共同テクノセンター 運営委員会規程

〔平成 29 年 3 月 21 日
規程第 9 号〕

改正 令和元年 6 月 26 日規程第 4 号 令和 2 年 6 月 25 日規程第 17 号

(趣旨)

第 1 条 この規程は、津山工業高等専門学校地域共同テクノセンター規程（規程第 15 号）第 7 条第 2 項の規定に基づき、地域共同テクノセンター運営委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第 2 条 委員会は、次の各号に掲げる事項を所掌する。

- (1) 地域共同テクノセンター（以下「センター」という。）の管理運営に関すること。
- (2) 地域連携の推進方策の企画及び立案に関すること。
- (3) 公開講座の企画及び立案に関すること。
- (4) 技術経営等に関する人材育成に関すること。
- (5) その他産学連携の推進に関すること。

(組織)

第 3 条 委員会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- (1) センター長
- (2) 副センター長
- (3) 部門長
- (4) 各系から推薦された教員各 1 人
- (5) 技術部職員のうちから 1 人
- (6) 事務部長
- (7) その他センター長が指名する教員 1 人

(委員長)

第 4 条 委員会に委員長を置き、センター長をもって充てる。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名した副センター長が、その職務を代行する。

(任期)

第5条 第3条第4号及び第5号に掲げる委員の任期は、1年とし、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、委員に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(意見聴取)

第6条 委員会が必要と認めたときは、委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(事務)

第7条 委員会に関する事務は、学術連携・国際企画室において処理する。

(雑則)

第8条 この規程に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則 (令和元年6月26日規程第4号)

この規程は、令和元年6月26日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

附 則 (令和2年6月25日規程第17号)

この規程は、令和2年6月25日から施行し、令和2年4月1日から適用する。